評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人　六三四

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　六三四（以下、法人という。）の評議員の報酬等について定めるものである。

（評議員会の出席）

第２条　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。

2　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員の報酬）

第３条　評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（報酬支払方法）

第４条　前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2　支給時期は、翌月末日までに現金支給または指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

（出張旅費）

第５条　評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給することができる。

2　旅費は、実費を支給する。

3　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（改正）

第６条　本規定を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

別表　1

名　　称	報　　酬	実費弁償費
評議員会出席等	３，０００円	

別表　2

名　　称	報　　酬	実費弁償費
評議員業務報酬等	５，０００円	３，０００円

別表　3

旅　　費	宿泊費	報酬１日	その他
実　　費	１０，０００円	１０，０００円	実　費

附則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年４月１日から施行する。